

海外労働事情

マレーシア／人的資源省とMTUCが生産性連動型賃金制度導入をめぐって対立

フォン・チャンオン人的資源相は七月二七日、二〇〇四年アジア人的資源開発会議（Asia HRD Congress）の冒頭演説で、自動昇給ベースの従来の賃金制度を撤廃し、労働生産性の向上に連動した新賃金制度を導入する考えを示した。フォン人的資源相は、「従来の雇用保障は過去の遺物。グローバル化に対応するためには、多国籍企業レベ



マレーシアでは業績ベースの賃金制度導入をめぐり、政府と労組が対立している

性連動賃金制度の導入を事実上承認しているが、ザイナル・ランパックMTUC委員長は、協定の経緯や新制度の是認について、一切否定。同委員長は、「新賃金制度は、使用者による濫用を招く危険性が高い」と訴え、MTUCが当初から制

ルでは既に導入が進んでいる業績ベースの賃金制度への切り替えはやむを得ない」などと述べ、雇用保障よりむしろ人的資源開発の拡充を強調。人的資源省は、五年を目途に、新賃金制度への完全移行を図る意向だ。これをめぐって、マレーシア労組会議（MTUC、二〇〇二年時点で組織人員五〇万七五六〇人、加盟組織一八〇組合）と人的資源省の意見が対立している。

MTUCは制度導入に反対姿勢

フォン人的資源相は、「これまでの協議でMTUCは、生産性連動賃金制

度導入に反対であることを強調した。

これに対しフォン人的資源相は、「新賃金制度の導入が、雇用保障の低下につながるという組合側の発想は誤認だ」として引き続きMTUCとの協議を重ねるとともに、他の労働組合との折衝もスタートする考えを明らかにしている。フォン氏はまた、「グローバル社会では、労働者の多様な能力の向上は不可欠。今後は常に生産性を指標とした業績評価から逃れられない現実を認識してほしい」などと述べ、労働者側の理解を求めている。

ガイドラインで制度導入を促進

政労使三者構成による国家労働諮問委員会（NLAC）が策定した賃金改革に関するガイドラインによると、新賃金制度は、固定部分（月額その他の固定給年間ベースアップ、及び年間その他のボーナス）及び変動賃金部分（生産性利潤分配方式に基づく昇給）から構成される。このうち、固定部分の月額その他の固定給は職務内容による決定年間ベア分は年功及び経験を土台として算出。また、変動部分については、個人、職務、企業全体の生産性及び業績をもとに、測定可能かつ透明性のある指標

に従って決定する。変動部分について新制度導入を促すため、同ガイドラインは、二つの具体的モデル——「収益性モデル」及び「生産性モデル」——を示し、企業に対し、両モデルを組み合わせて採用するよう求めている。「収益性モデル」の場合、変動部分となる業績手当は利益分配方式によって決まる。その方式については、①組合がある場合は労使の合意をもとに労働協約で定める事項とする②未組織部門では労使協議を通じての合意を得る——が望ましい。さら

に、投資利益、資産収益、株主資本利益、過去数年の平均収益などを総合的に勘案して予め基準を設定し、それを超える利益がある場合に、能率給もしくは奨励給の支給を求めている。一方、「生産性モデル」では、変動部分は、生産性向上に対応する年間奨励給とする。支給額は、固定部分のベア分を超えない範囲とし、定期的な支給が求められる。また、生産性連動賃金の支給には、企業業績との調整も必要となるため、業績悪化の場合は不支給の措置も可能だ。奨励給の支給額決定にあたっては、生産性指標を用いることとし、企業独自の指標がない場合は、産業別、あるいは国レベルの生産性指標もしくは経済成長

指標の準用を勧めている。

なお、ガイドラインは、新制度導入にあたって、①関連情報の労使間の情報共有②新制度への従業員の信頼構築③労使間のモニタリングや評価に関する機密の保持④従業員との協議⑤新制度導入に必要な訓練の実施⑥苦情処理機関と紛争解決手段の確保——などについて、労使の協力の必要性を強調している。（国際研究部 戎居皆和）

インドネシア／新政権下で五〇万人がマレーシアから強制送還か

マレーシアに移民していたインドネシア人の数百人規模の集団が七月下旬、インドネシアの港に相次ぎ到着した。現地ジャカルタ・ポスト紙が報じた。彼らがマレーシアから強制送還されたのか、自発的に帰国したのかは明らかにされていない。

しかし同紙によれば近い将来、マレーシアで不法就労していたインドネシア人五〇万人が強制送還される。大統領選挙の決戦投票を九月二〇日に控え、治安上の問題の発生をおそれたインドネシア側の要請により、この大量送還は決戦投票後に行われる予定。

一方、今回の移民集団の到着は、七月二七日と三十一日の二度目の到着では六三〇人が定員三〇〇〇人の船に乗り込み、タ

ンジュンウバン港（バンタン島）に到着した。全員が不法就労者で、マレーシア当局による事業主や盛り場の「手入れ」により逮捕され、投獄されていたという。

マレーシアでは二〇〇二年に移民に関する新法が導入されるなど、不法就労の規制が強化されている。不法移民の強制送還もたびたび行われており、インドネシアへは二年前に、数十万人という最大規模の送還が行われた。当時は帰国者のうち数万人が帰郷しても職がないため、再びマレーシアに渡ろうとして、マレーシアとの国境の町ヌヌカン（カリマンタン島）に滞留した。しかし町の住民数を超える帰国移民の滞留は、衛生環境や食料事情の悪化、乳幼児を含む死者の発生など、様々な問題を引き起こしたという（注）。

大統領選挙の決戦投票後に予定される五〇万人の移民送還は、それ以来の大規模のものとなる。しかしインドネシアの雇用情勢は改善されておらず、移民が無事帰国できたとしても、その多くがそのまま失業者になっってしまう可能性が高い。

今回六三〇人の受け入れを処理したタンジュンピナン労働・社会保障局は、来るべき大量送還への対応に備え、移民派遣業者二社を任命した。しかし「まだあまり多くの準備ができていない」と担当者はジャカルタ・

ポスト紙に語っている。五〇万人の帰国者と、それを受け入れる住民。その生活と雇用の問題は、まもなく誕生するだろう新政権にさらに大きなプレッシャーを与える。

（注）鹿兒島大学多島圏研究センター「インドネシアNow」より。

（国際研究部 主任調査員・横田裕子）

タイ／外国人労働者雇用登録が完了

七月一日から行われていた外国人労働者の雇用登録が終了した。これまでの登録者数は、一四万人にのぼり、その八割が



雇用登録した外国人労働者の8割をミャンマー人労働者が占めている

雇用登録後、銀行口座も開設可能に

ミャンマー人労働者が占められているという。今回の雇用登録では、業種や県別の雇用者数の制限を撤廃し、さらに外国人労働者がタイ国内の銀行に口座を開設できるようにするなど、労働者の権利を守るような動きが見られることが特徴だ。

七月二十九日までに労働省外国人労働者管理委員会に登録された外国人労働者数は、一四万人で、そのうち八一万人がミャンマー人、一七万人がラオス人、一六万人がカンボジア人という内訳だ。地方別ではバンコクでの就業者が一

九万人と最大で、ついでタイク県、サムットサコン県、チェンマイ県、ランオン県、チョンブリ県と続いている。

現在政府は、雇用登録を行った外国人労働者がタイ国内の銀行口座の開設を可能にするよう検討中であるという。もし口座開設が可能

となれば、外国人労働者は貯蓄や家族などへの仕送りが安全に行えるようになる。これまで彼らは、仕送りを中間業者などに依存してきたため詐欺や窃盗などの被害に逢うことが多かったが、自らが不法就労者であるため、その問題を公にすることさえ出来なかった。

今回の登録で、各労働者は一三桁のIDナンバーを持ち、登録（氏名、性別、職種、指紋、出身地などの情報）もデータベース化されたことから、銀行での身分証明も容易になると考えられる。

ウライワン労働大臣はさらに、外国人労働者でも、タイ人向けの児童保護施設（ディケアセンタ）を利用できるようにするなどの、労働者の権利の拡大を検討中であることを明らかにしている。

資料＝Bangkok Post、二〇〇四年七月二、三、四、一六日、八月一日。

（国際研究部 主任調査員・天瀬光二）

フランス／週三五時間労働制の見直し議論が活発化

自動車部品メーカーのボッシュ社のヴェニシュー工場（リヨン郊外）で七月一九日、賃金据え置きによる労働時間の一時間延長が決まった。工場移転回避

と雇用維持がその理由。また、大手家庭用品メーカーのセブ社も、七月二日、雇用維持を理由に、二工場で所定労働時間を引き上げる意向を表明。経営側は、九月から組合と労使交渉を始める予定だ。食肉製品グループのドゥーも、一九九九年締結の時短協約を五月に破棄し、三一一三九時間の変形労働時間制への復帰等を計画している。企業がこうした「時長」の動きをみせるなか、フランスでは三五時間労働制の見直しに関する議論が、この数カ月間に急速に強まっている。ある世論調査によれば、国民の半数（五一％）が同制度の見直しに賛成。しかし、同制度を導入した社会党（現在は野党）や労働組合は、見直しの動きに強く反発している。

一・政府内での議論

ラファラン首相は五月二六日、三五時間労働制に関する法律を「悪法」と断じ、「非常に多くの困難を生み出した」と痛烈に批判。同法で恩恵を受けたのは一部の個人に過ぎず、社会全体ではマイナス面が多かったとし、同制度の柔軟な運用（例えば、産業レベルでの労使交渉を促し、時間外労働の上限を引き上げる等）を提案した。ボルロー雇用・社会統合相は、同制度を維持しつつも、労使交渉を通じて緩和されるべきだとの考えを示した。サルコジー経済・財務・産業

海外労働事情

大臣は、「三五時間労働制は、企業の労務費負担を重くし、国際競争力の低下や雇用の妨げとなっている」として、抜本的改革を主張。財政赤字縮小のためには、年間一六〇億ユーロに達する時短関連支出を削減すべきとの考えを示した。また、同制度の導入による昇給の凍結・抑制や時間外労働の減少は、基本月給の減少にはなっていないものの実収入の伸びを抑えてしまっている、結果的に個人消費の低迷につながっているとし、超過勤務に関する制限の緩和を求めた。

二・労働組合・野党の反応

政府のこうした三五時間労働

制見直しの動きに対して、労働組合や同制度を導入した現野党の社会党は、強く反発している。労働総同盟（CGT）ナシヨナルセンターの書記マリズ・デュマ氏は、特に、フルタイム労働者を対象とした「収入増を望む者が、現在の所定労働時間を引き上げ、時間外労働を増やせる」という政策案を批判。パートタイム労働者や臨時労働者のなかには、フルタイムへの転換、常勤化というかたちで「労働時間の延長」とそれに伴う収入増を望む人が多く、また、失業者にいたっては、時間の長短以前にまず「就業」することが第一であるというのが、組合側の主張だ。同氏は、比較的恵まれているフルタイム労働者の労働時間をさらに伸ばすのではなく、パートタイム労働者や臨時労働者、失業者を対象に労働時間の引き上げを実施し、彼等の収入を増加させるべきだと主張している。こうした主張は、「低所得者の購買力を高めることが景気刺激になる」という考え方に基づいている。

て、経済的な危険を伴うと主張している。また、三五時間労働制を導入した当時の雇用連帯相であるオブリ氏は、「同制度の廃止は、四五万人の失業者を生む」とし、時短の維持を強く求めている。同氏は、「時短により、企業は労務管理の柔軟性が広がり、賃金労働者には時間的なゆとりが生まれ、失業者には再就職の道が開けた」と、同制度の有効性を強調している。

三・経営側の反応

経営者団体のフランス企業運動（MEDEF）は、以前から「三五時間労働制の見直し」を主張していた。政府内で三五時間労働制を見直す動きが本格化してきたことを受け、「喜ばしいことである」と歓迎している。ただし、MEDEFは、同制度の改革によって「社会保険料雇用主負担軽減措置」が撤廃される等、企業負担が増加することについて警戒している。

四・国民の反応

パリジャン誌は七月六日と七日、「三五時間労働制の見直し」について、一八歳以上の八〇〇〇人を対象とした電話による世論調査を行った。それによると、国民の過半数（五一％）が、同制度の見直しを「望ましい」と回答している（反対は四五％）。しかし、「企業移転などの恐れがある場合の、賃金据え置きによる労働時間の延長」については、六〇％の国民が「容認できない」としている。また、三五時間労働制の見直しの議論については、「労働組合に信頼をおく」という意見が四九％と、「政府及びMEDEFを信頼する」（二九％）を大きく上回った。

二〇〇二年の政権交代以降、失業率の悪化や、三年連続で財政赤字がGDPの三％を突破する見通しが判明するなど、フランスは厳しい雇用情勢と景気の後退を経験してきた。景気が上昇傾向を見せている今日でも、失業は増加している（注）。こうしたなか政府は、失業と闘うために「労働の再評価」「労働時間の弾力化」「雇用形態の多様化」を第一目標に掲げ、「労働時間の増加」を優先課題として位置付けてきた。ラファラン首相は、七月二八日の記者会見で「失業削減の次に、政府は労働時間の一層の弾力化に取り組みつもりである」と発表。政府は、「ワークシェアリングの論理」を拒否するとともに、雇用再生の条件として「三五時間労働制の緩和」を挙げている。しかし、三五時間労働制を享受している国民や労働組合の反発もあり、同制度の見直しには紆余曲折が予想される。

（注）二〇〇三年の失業率は九・七％で、二〇〇二年より〇・七％悪化した。二〇〇四年五月の失業率は、九・八％。特に、二〇〇一年半ばから工業部門における雇用減少傾向が続いている。（国際研究部 町田敦子）

ドイツ／失業者数、七月としては東西統一後最高に

ドイツ連邦雇用機関が八月三日に発表した七月の失業者数は約四三六万人で、前月と比べ一二万六五〇〇人増加した。対前年同月比でも六七〇〇人増え、ドイツ統一後の七月の数字としては過去最高を記録。失業率も一〇・五％と、前月に比べ〇・三ポイント高まっている。ドイツでは四月六月のGDP（実質国内総生産）成長率が〇・五％（速報値。年率換算で約二％）と二〇〇一年第一四半期の〇・九％以来の高水準になるなど、景気回復の兆しが見えている。しかし経済指標の改善は「労働市場に対してはいまだに影響を及ぼしていない」（フランク・J・ヴァイゼ連邦雇用機関長官）のが現状だ。

今回記録した失業者数は、今年初めから採用された、職業訓練措置対象者をカウントしない

などの統計方法変更により、前年までの方法で算出した数字より低い水準となる。変更前の方法で算出した失業者数と比較すると、七月は前年同月に比べ八万二五〇〇人の増加になると連邦雇用機関は公表している。

例年、夏季は休暇シーズンであり、新規採用なども手控えられるため、失業率は上がる傾向にある。連邦雇用機関では、現在予想されている年率一・八％程度の経済成長が実現すれば、秋以降失業率の水準は安定化し、失業者数はひとつの指標である四〇〇万人のボーダーラインへ近づいていくと見ている。

しかし、労働市場の需給関係を見ると、好転の兆候は現れていない。連邦統計庁が発表している五月の就業者数は三八一八万三〇〇〇人で、前年同月比一〇万人（〇・三％）の減少となっている。また、七月末現在、ドイツ全土の職業安定所に登録されている若年者対象の職業訓練ポストの求職者数は二二万八〇〇〇人余りで、これに対する求人数は七万六〇〇〇人弱と、一六万二〇〇〇人以上のギャップが生じている。

七月の雇用データ発表を受けて、連邦経済労働省は、二五歳未満および二〇歳未満の失業者数が減ったことなどをあげ、「過去数カ月間に固まってきた労働市場の安定性は危機にさらされていない」としている。一方、

CSU（キリスト教社会同盟）党首E・シュトイバー氏が「連邦政府の失業に対する取り組みはあらゆる面で破綻している」と述べるなど、野党は政府の対策を強く批判している。

労使は、それぞれ異なる観点から雇用情勢を問題視している。DGB（ドイツ労働総同盟）は、長期失業者の増加を指摘し、「積極的労働市場政策が財政支出の強い抑制を伴ったことによる代償だ（ウルスラ・E・ケーファール副委員長）」と連邦政府が進める労働市場改革を批判。一方BDA（ドイツ使用者連盟）は「労働市場改革は喫緊に進め強化されなければならない」との立場を示している。

（国際研究部 主任調査員・吉田和史）

イギリス／政府、公務員 の大幅人員削減策を発表

政府は二〇〇七―〇八年度の中期歳出計画で、公務員のポストを一〇万四〇〇〇削減し、一五億ポンドの経費削減をめざすことを発表した。削減は、強制解雇、希望退職及び早期退職を併用した形で行われる見込み。実現すれば公務部門ではここ数十年で最大規模の合理化再編となる。

削減対象となる職員は、公務員総数の一八％に相当する八万四一五〇人。その他、地方自治

体で約一万五〇〇〇ポストの削減も実施するほか、二〇一〇年までにロンドンやイングランド南東部の公務員職二万ポストを地方へ移すほか、内閣入庁と税関局の統合、後方業務から窓口業務への配置転換などが計画されている。

さらに、英国雇用年金省が、年金申請者の銀行口座に給付金を直接振り込む電子支払システムを導入することで、職員四万人の削減を達成するとしているほか、内務省は、生活保護受給資格の対象を縮小することによって、職員二七〇〇人の削減を実施する考えである。その他、医師と薬剤師が調剤するすべて

の処方薬に関する薬価決定機関などの国民医療制度（NHS）関連機関も、従来の業務を電子化する形に切替えることで職員五〇〇〇人を削減するとしている等、不足分は生産性の向上とIT化によって達成するとしている。

他方、計画の規模からいって、政府が人員削減策をスムーズに進められる保証はないという意見もある。労働関係のシンクタンク、ワーク・ファウンデーションのウィル・ハットン代表は、組織再編を成功させるには、最初に人員削減を行なった後、残った職員の意欲を高めることによって、組織の全プロセスを改



英国政府は、公務員の大幅人員削減策を示した（ロンドン市内）

革できる有能で意欲的なリーダーが必要であると訴える。同氏は、こうした大規模な組織再編に対処できる熟練管理者は公務部門には極めて少ないと見ている。また、ITを導入することによって、業務効率の向上を達成できるかどうかについても、多くの民間企業がそれに失敗していることを考えると、疑問と言わざるを得ないとも指摘している。人員削減策をスムーズに進めるためには、特に効果的な情報伝達と動機付けの面で、高度な人材管理が不可欠であるにもかかわらず、公務員組織において効果的な人材管理が行なわれていない点も合わせて指摘した。

公務部門の大規模な人員削減は、サービスの質の低下を招く恐れもある。公務員組合（PCS）のマーク・サーワトカ書記長は、今回のリストラは「大虐殺」であり人員削減策に強制解雇が盛り込まれた場合には、ストライキも辞さぬと述べるなど、組合は反発の姿勢を示している。これに対しロンドン・ブラウン財務相は、大幅な人員削減を不況期に実行すれば、深刻な問題を引き起こしかねないとして、経済が堅調である現時点で、ストが起ころうとも人員削減策を進めざるを得ないと断言、削減策の実現に向け強い姿勢を見せている。

（国際研究部 淀川京子）